改正後	改正前
3　音声伝送携帯電話番号	60、70、80又は90から始まる電気通信番号					3　音声伝送携帯電話番号	70、80又は90から始まる電気通信番号				
［略］						［同左］					
［注　略］						［注　同左］					

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第二条　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第11（第25条関係）	**別表第11**（第25条関係）
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
［略］	［同左］
3　音声伝送携帯電話番号	60CDEFGHJK、70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK	3　音声伝送携帯電話番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK
［略］	［同左］
［注　略］	［注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第27条関係）	**別表**（第27条関係）
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
［略］	［同左］
3　音声伝送携帯電話番号	60CDEFGHJK、70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK	3　音声伝送携帯電話番号	70CDEFGHJK、80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK
［略］	［同左］
［注　略］	［注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。